

いじめ問題に関する学校の取組 ～主な流れ～

羽島北高等学校

いじめ防止等対策検討会議の設置と学校としての取組の策定

年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの未然防止、いじめの疑い・情報・訴えの察知

人権教育の推進

いじめ迷惑調査、二者三者懇談 等

いじめ事案発生後の対応

- いじめの疑いあれば速やかに報告。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初期対応の方向を決定する。
- 情報提供者の安全(安心)に慎重な対応。

関係生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。 ●共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

いじめ対策組織において対応方針の決定

- 加害生徒、被害生徒に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 担任や係一人に任せることなく、役割分担を明確にし組織で対応する。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の生徒への指導

- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。
- 新たないじめを防止するための指導を行う。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)

被害生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行う。

加害生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ防止等対策検討会議における取組の定期的な見直し

羽島北高等学校 いじめ事案対処マニュアル

(別紙2)

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応（発見した教職員、正・副担任、学年主任、生徒指導部） <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡（第一報） <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡（第一報）	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・関係生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、被害生徒の情報や教職員の推測にとらわれず、いじめに至った背景や心情等にもしっかりと耳を傾けながら、行われた事実を詳細に聴き取る。 *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る（生徒自身に状況を書かせる） <input type="checkbox"/> 必要に応じて、関係機関（警察等）や出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
会議・外部連携	<input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 TEL058-272-1111(内線 3143) <input type="checkbox"/> PTA会長に報告 <input type="checkbox"/> いじめ防止等対策検討会議 の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	周囲の生徒への対応 <input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際、情報提供者が周囲に判らないよう配慮する 加害生徒が情報提供者を認識している場合は、教職員が情報提供者の安全を守ることを伝える *騒ぎ立てないよう指導する（含SNS等情報モラル） <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、管理下で起きた場合は謝罪を第一とする *判明した事実を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等を説明し、理解協力を依頼する *状況より警察への被害届提出を進める。	

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。